

# 店舗営業を始める皆様へ お店からの **におい** や **音** は大丈夫ですか

飲食店などの店舗からのにおいや音に関する苦情が増えています。  
トラブルを避けるため、事業を始める前に、近隣との位置関係や距離などを確認し、必要な対策を講じるようにしてください。

## におい に関する配慮ポイント

### <チェック> 厨房の排気口が近隣住宅の方向を向いていませんか？

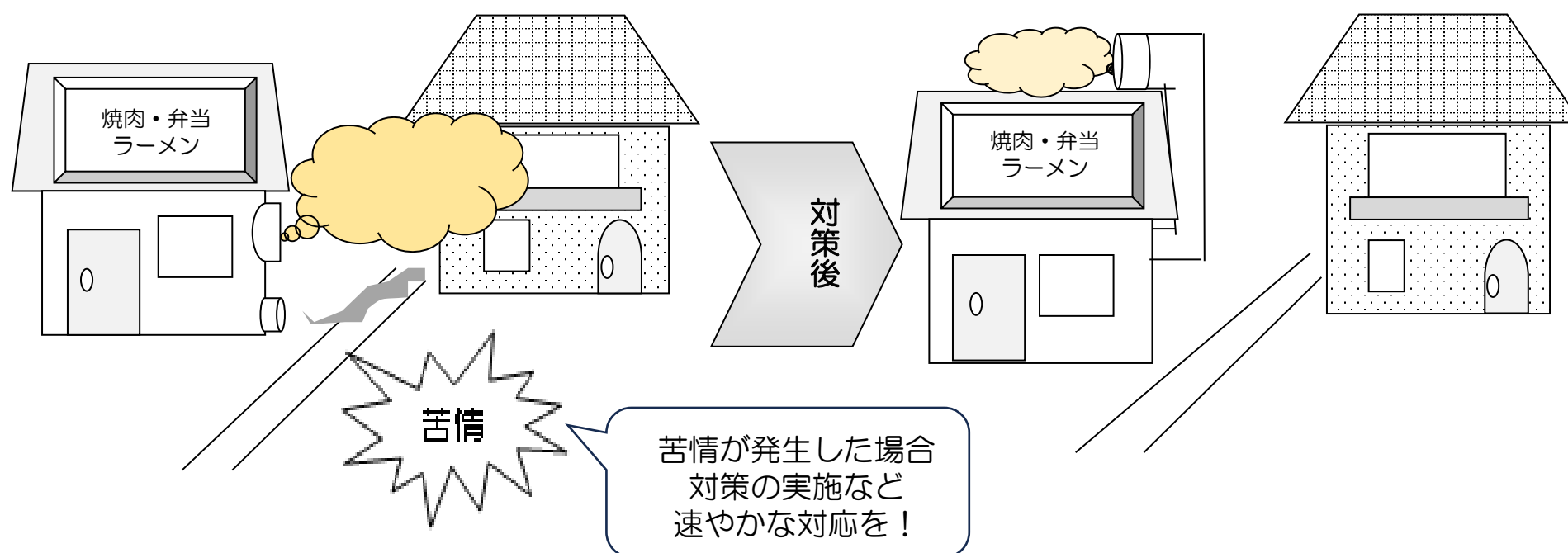
近隣への影響が予想される場合は、におい対策を検討しましょう。

### <対策例>

- 排気口の位置や方向を変える。
- 排気口を延長し高所から排出する。
- 排気口に脱臭装置を取り付ける。(油煙を多く含む場合、前処理として油煙除去装置を設置する)  
※メーカーなどの専門業者と十分相談しましょう

### 排気口のほかにも・・・

- グリストラップや排水溝を定期的に清掃する。
- ごみ容器を密閉する。
- お店の出入口や窓を閉める。
- 下水道布設地域では汚水を下水道に排水する。



### においの規制

- 市街化区域及び市街化調整区域にあるすべての事業場に対して、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質※1の規制基準及び京都市悪臭防止対策指導要綱に基づく臭気指数※2の指導基準が適用されます。

※1 特定悪臭物質：アンモニアや硫化水素等、不快なにおいの原因となる22物質の濃度基準

※2 臭気指数：人の嗅覚を用いた測定法による基準

### においに関する苦情事例

- 隣に新しく中華料理屋ができたが、排気口が住宅側に設置されており、においに困っている。
- 近隣にある工場の廃棄物保管場所に保管されている生ごみの腐敗臭がひどく、困っている。

# 音に関する配慮ポイント

## <チェック> 室外機や排気口を近接住宅側に設置していませんか？

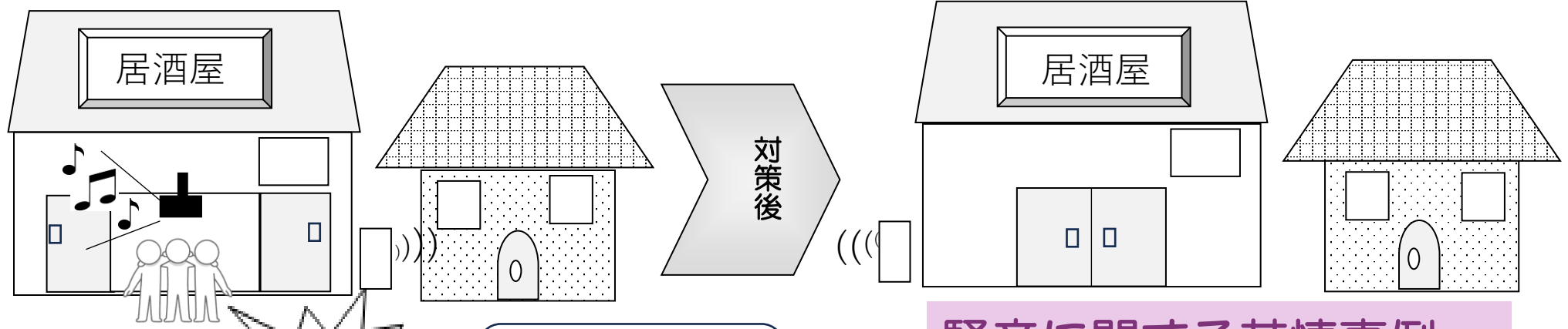
近隣への影響が予想される場合は、対策を検討しましょう。

## <対策例>

- 室外機や排気口の位置を変える。
  - 排気口の向きを変える。
  - 防音壁や消音器（サイレンサー）を設置する。
- ※メーカーや防音工事の専門業者などに御相談ください

## 室外機や排気口のほかにも・・・

- 店外スピーカーの向き・音量を調節又は使用を控える。
- お店の出入口や窓を閉める。
- 夜間はお店の前での会話を控えてもらい長時間とどまらないよう注意喚起する。
- 住居系地域では午後11時以降はカラオケを使用しない。



苦情が発生した場合  
対策の実施など  
速やかな対応を！

## 騒音の規制

- 騒音規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく規制がかかることがあります。規制基準を超えると罰則が適用されることがあります。
- 一定規模以上の空調機（室外機）などを設置する場合は、設置前に届出が必要になる場合があります。
- 飲食店等の夜間営業における騒音や拡声機（店外スピーカーなど）の使用については、京都府環境を守り育てる条例に基づく規制があります。  
※住居系地域においては、午後11時～翌日午前6時までの間、音響機器の使用が禁止です（音響機器から発する音が外部に漏れない場合を除く）。

## 騒音に関する苦情事例

- 近くの飲食店で窓や扉を開けて大音量で音楽を流している。深夜までうるさい。
- 隣の飲食店の室外機や排気ダクトが住宅側に設置されていて運転音がうるさい。

## 騒音値の目安

70 dB	騒々しい街頭
60 dB	普通の会話
50 dB	静かな事務所
40 dB	図書館の中 深夜の市内
30 dB	ささやき声 深夜の郊外
20 dB	置時計の秒針の音

商業地域における  
飲食店等の夜間営業時の  
規制基準値

住居系地域における  
飲食店等の夜間営業時の  
規制基準値

苦情が発生してからの対策では、経済的にも負担が大きく、大きな労力が必要になります。また、お店のイメージも損ないかねません。営業を始める前に、においや騒音を防止する対策を講じましょう。

## 規制内容に関するお問合せ先

行政機関名	管轄	電話番号
北部環境共生センター	北、上京、左京、中京、右京区	TEL:075-701-9800 FAX:075-701-9810
南部環境共生センター	東山、山科、下京、南、西京、伏見区	TEL:075-671-0511 FAX:075-671-0322
環境保全創造課		TEL:075-222-3955 FAX:075-213-0922